
『みんなの学校！ピースフル・プラン』Q&A

子供たちの未来を創る持続可能な学校を目指して

【学校・教職員用】

(令和8年9月1日更新・第2版)

沖縄県教育委員会が策定した、公立学校における働き方改革推進計画『みんなの学校！ピースフル・プラン』に基づき、学校現場、家庭、そして地域社会が一体となってこの改革を推進していくための25問の包括的なQ&A集を策定しました。令和6年3月に策定したQ&Aの更新版(第2版)としてご活用ください。

本第2版では、Q1で「学校における働き方改革の目的は、子供たちへのより良い教育を行っていくことができる教育環境整備にあること」を再定義し、その目的達成には各学校が「チーム」としてお互いの状況を理解し合う「対話」が極めて重要である旨を追加しました。

教職員の心身の健康とウェルビーイングの確保、そして子供たちに持続可能で質の高い教育を還元するための羅針盤として、校内研修や地域説明等で幅広くご活用ください。

【本Q&Aの構成】

- ・第1部:働き方改革の基本理念と目的(Q1-Q5)・・・働き方改革の定義や「3軸・6視点」の解説
- ・第2部:時間と機会の創出、具体的取組(Q6-Q11)・・・3つの柱と『私たちのピース・リスト2023』の活用
- ・第3部:教職員の意識改革と職場環境(Q12-Q18)・・・やりがいと適正管理、推進体制について
- ・第4部:保護者・地域との連携、そして未来像(Q19-Q25)・・・地域との協働、目指すべき未来像について

第 1 部：働き方改革の基本理念と目的

Q1:沖縄県が目指す「学校における働き方改革」(みんなの学校！ピースフル・プラン)の定義や目的は何ですか？

A：単に「時間外在校等時間」や「業務量」を削減することではなく、「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整備することが本質的な目的です。各学校において、教職員が心身ともに健康で、本来の職務に専念しながら専門性を発揮できる環境を整えていくことを目指しています。

そのために、各学校が抱える課題改善に向けて、教職員が一丸となる「チーム」としての役割分担と、お互いが支え合い知恵を出し合う「対話」を重視し、持続可能な学校教育の実現を目指しています。

Q2:なぜ今、学校の働き方改革がこれほど待ったなしの課題になっているのですか？

A：社会の激しい変化に伴い、教職員を取り巻く環境が非常に厳しくなっているためです。長時間勤務の改善、メンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の徹底、優れた教育人材の確保といった喫緊の課題へ、スピード感を持って対処する必要があります。

Q3:『みんなの学校！ピースフル・プラン』とは、どのような計画ですか？

A：沖縄県教育委員会が令和 6 (2024) 年 3 月に策定した、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間で「集中取組期間」とする公立学校における働き方改革の推進計画です。現行プランは、今年度が取組の最終年度となります。

Q4:計画の目標として掲げられている「3 軸・6 視点」とは何ですか？

A：教職員が目的の実現を目指す上での指針であり、「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」の3つの軸と、それに紐づく6つの具体的な視点（①同僚・管理職との良好な人間関係、②個人の裁量ある時間の確保、③児童生徒・保護者との信頼関係、④資質能力の向上・専門性の発揮、⑤心身の健康の確保と安全・快適な職場環境、⑥長時間勤務の改善）のことです。

Q5:「3 軸・6 視点」のそれぞれの項目に、優先順位はありますか？

A：「3 軸・6 視点」に優先順位はありません。どれも教職員の健康や職務の充実に欠かせない要素であり、年間を通じてバランスよく実感度を向上させていくことが求められます。

第2部：時間と機会の創出、具体的取組

Q6:教職員が「3 軸・6 視点」を実感するために、何が必要とされていますか？

A：単なる「時間外在校時間」の削減だけでなく、「時間と機会を創出する」ことが大切です。ここでいう「時間と機会」とは、職場内で職員同士が対話できる時間や、資質能力を向上させるための研修等の機会を指します。

Q7:時間と機会を創出するために設定されている「3つの柱」とは何ですか？

A：業務改善の実効性を高めるアプローチとして、次の3つの柱を設定しています。

- ① 「人材の確保」 ② 「教育DXの推進」 ③ 「業務の役割分担・適正化」

Q8:具体的取組として位置づけられている※『私たちのピース・リスト 2023』とは何ですか？

A：全教職員を対象に令和5年度に実施した業務改善アンケート等の結果をふまえ、3つの柱に沿って課題を整理した、全50項目の具体的な取組リストです。短期（令和6年度まで）、中期（令和8年度まで）、長期（令和9年度以降）のロードマップを示しています。

※参照：別添資料①

Q9:ピース・リストへの取組は、どのような業務の適正化につながりますか？

A：ピース・リストに取り組むことにより、国（文部科学省）が定める※「学校・教師が担う業務に係る3分類」に紐づく、これまで学校や教師が担ってきた業務について、適正な役割分担や負担軽減（適正化）を進めることができます。

※参照：別添資料②

Q10:各学校や市町村教育委員会は、このピース・リストにどのように取り組めばよいですか？

A：地域や学校の実情に応じて必要な取組事項をリストから選択し、それぞれの役割と責任を明確にしながら、「やれることから直ちにに取り組む」姿勢が大切になります。

Q11:近隣校や近隣市町村の教育委員会と連携して取組を進めることは効果的ですか？

A：非常に効果的です。近隣校や市町村単位で共通の改善取組を一斉に実施することにより、地域全体での足並みが揃い、改革をより効果的に推進することができます。

現行プランのキーワード「チームと対話」とは、各学校で「子供たちへより良い教育を行っていただける教育環境」を整備するために、学校内だけでなく、保護者や教育委員会及び地域の関係者等が対話を重ねながら、その実現に向け取り組むことを意味しております。

公立学校におけるより質の高い教育活動の推進に向けて、ぜひ、近隣校や教育委員会等も含む関係者間での積極的な連携をお願いします。

第3部：教職員の意識改革と職場環境

Q12:生徒のためになる仕事や部活動にやりがいを感じて長時間勤務をしている教員に対しても、働き方の改善を求めるべきですか？

A：はい、改善が必要です。本人が仕事に強いやりがいを感じていたとしても、心身の健康を害する恐れのある長時間勤務につながる働き方は、必ず改善していかなければなりません。

Q13:やりがいを損なわずに長時間勤務を改善していくためには、どのようなアプローチが有効ですか？

A：教職員自身の意識改革、校務DX化の推進による業務効率化、および業務精選による負担軽減などをバランスよく組み合わせて職場環境を整えることが有効です。

Q14:部活動にやりがいを感じている顧問や生徒がいても、活動時間や休養日のガイドライン基準は守る必要がありますか？

A：生徒・教員双方のワーク・ライフ・バランスや心身の健康を守り、持続可能な活動にするために、適切な休養日の確保や活動時間の制限に関するガイドラインの遵守が必要です。

Q15:「在校等時間」とは、どのような時間ですか？

A：在校等時間とは、「教職員が在校している時間」に①「校外における研修・引率」、②「テレワーク」を加え、③「自己研鑽の時間、その他業務外の時間」（※自己申告）と④「休憩時間」を除いた時間になります。また、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が『時間外在校等時間』と定義しています。

在校等時間＝（「教職員が在校している時間」＋①＋②）－（③＋④）

Q16:自己申告により「在校等時間」には含まれない「正規の時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、具体的に何を指しますか？

A：管理職等からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指しています。具体的には、例えば、所定の勤務時間外に、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間のようなものを想定しています。

（「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に係るQ&Aより）

Q17:「時間外在校等時間」とは、どのような時間ですか？

A：「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間のことを指します。
(教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査より)

Q18:自己申告により「在校等時間」には含まれない「その他業務外の時間」とは、具体的に何を指しますか？

A：所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指します。

例えば、Q16 で示した時間のほか、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、所定の勤務時間外の食事時間、学校内で実施される PTA 活動等に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で学校にて行われる地域活動に参加している時間等が考えられます。

(「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に係る Q & A より)

第4部：保護者・地域との連携、そして未来像

Q19:働き方改革の具体的な取組を進めるにあたり、保護者や地域の理解を得るにはどうすればよいですか？

A：保護者や地域とのコミュニケーションを図る場を設定し、改革の目的を共有した上で、学校の勤務実態や取組状況のデータ等の現状を率直に伝えることが重要です。そのため、学校運営協議会や学校評価の公開等により、保護者や地域と共有することが求められています。

学校評価の公表：公表義務あり

法的な義務：学校教育法施行令（第28条・第60条等）および学校教育法施行規則（第66条・第67条等）により、学校評価（自己評価および学校関係者評価）を実施し、その結果を公表することが義務付けられています。（設置者・学校の種類により規定）

公表方法：学校だより、学校公式ホームページ、PTA 総会資料等を通じて保護者や地域住民に広く周知することが求められています。

Q20:地域や保護者にアプローチする際、どのようなねらいや必要性を共有すべきですか？

A：「教職員が忙しすぎることは、子供たちのためにならない」ということや、「具体的な取組を進めることで、子供たちへの教育にどのような良い効果（ゆとりある丁寧な指導など）がある」という点などを共有することが大切です。

Q21:保護者、PTA、地域住民には、学校とどのように関わっていただくのがよいでしょうか。

A：地域全体で子供たちの教育活動を支えていく体制づくりが重要になります。地域全体で子供たちの成長を見守るために、地域の特色等を踏まえた上で、学校、保護者、地域がひとつの「チーム」としての適正な役割分担等について話し合うことも重要です。

Q22: 行事の縮小や日課の見直しが進んでいますが、子どもの学びや体験等が減ってしまうのではありませんか？

A：学校における働き方改革推進の目的は、「児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上」であり、「子供たちへのより良い教育」を行うための教育環境を整えることにあります。各学校において、現状の教育活動を進める中で、課題が見られる場合は、地域の特性（優位性）や学校の状況等を考慮しながら、必要となる改善（教育課程の見直しや行事の精選等も含む）を行うことが求められています。

その際、既存の組織体制や会議等を効果的に運用し、教職員ひとりひとりの声を組織的に反映させる工夫も必要になります。ぜひ、現行プランのテーマである「チームと対話」を重視しながら、組織的な改善に取り組んでください。

Q23: 部活動の地域展開や登下校の見守りなど、地域への負担が増えるだけではありませんか？

A：教員に集中していた業務を地域と分担することは、持続可能な教育環境をつくるために不可欠です。学校運営協議会で「学校で担うべき業務」と「地域で協力できる業務」を協議し、地域学校協働本部等を通して、ボランティアの募集や関係団体との連携を組織的に進めることで、特定の個人に負担が偏らない持続可能な体制を整えていくことが重要です。

Q24: 教員の働き方改革によって、保護者からの相談や連絡がしにくくなりませんか？

A：電話対応時間の終了など、保護者の皆様にはご不便をおかけする場面もありますが、これは教員が心身ともに健康で、日中の教育活動や相談対応に全力を注ぐための措置です。評価アンケートや協議会の場等を通じて保護者の皆様の声を定期的に確認し、適切なコミュニケーションが維持できるよう常に改善を図っていくことが大切です。

Q25: 働き方改革が実現した先にある、沖縄県の学校教育と地域の未来像を教えてください。

A：働き方改革が目指す未来像は「学校が人をつくり、人が地域をつくり、地域が学校をつくる」という持続可能な好循環の実現です。教職員がゆとりを持って子供たちと向き合い、質の高い学校教育を提供することで、沖縄の未来を担う子供たちが豊かな人間性を持って健やかに育ちます。その子供たちが地域発展の担い手となり、誰一人取り残さない「沖縄らしい優しい社会」を未来につなげてくれる、そんな姿をイメージして、働き方改革を進めていきましょう！





～「学校における働き方改革」の取組目標～

『私たちのピース・リスト 2023』

ここに示した一つ一つの取組目標は、私たちの描く「学校における働き方改革」の
“ワン・ピース”（一部分・一欠片）ではありません。

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校（職場）づくりに向けて、関係者一人一人がこれらを自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進めることで「学校における働き方改革」は描かれていきます。

各市町村や各学校でもそれぞれの“ワン・ピース”を集めて、関係者で共有し、それぞれが目指す「学校における働き方改革」を描いていきましょう！

令和 6(2024)年3月

 沖縄県教育委員会

はじめに

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できるためには、“時間と機会を創出する”ことが必要です。この“時間と機会を創出する”ために必要な取組の3つの柱（「人材の確保」「教育DXの推進」「業務の役割分担・適正化」）で分類・整理した**全50項目の取組事項**（No.1～50）の一覧が『私たちのピース・リスト2023』です。

『私たちのピース・リスト2023』は、令和5年度始めに県内公立学校の全教職員を対象として実施したアンケート結果等から洗い出した課題に対して、一つ一つ取組事項を短期・中期・長期の目標として設定したものです。

- ・短期<令和6（2024）年度まで> 24項目
- ・中期<令和8（2026）年度まで> 24項目
- ・長期<令和9（2027）年度以降> 2項目

また、各取組事項を推進することで、文部科学省から示されている「学校・教師が担う業務に係る3分類」の、これまで学校・教師が担ってきた代表的な14の業務の適正化を図ることができます。

文部科学省から示されている「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく14の業務のうち、適正化を図ることができる業務を表示しています。

※文部科学省から示されている「学校・教師が担う業務に係る3分類」については、「みんなの学校！ピースフル・プラン」のp.16を参照してください。

No.	取組事項	取組の理由 (必要性や緊急性等)	改善等に期待した アプローチ事例	取組主体	目標年度			3分限に基づく 14項目との関連
					短期 (1年)	中期 (2～3年)	長期 (4年以上)	
1. 人材の確保								
1	教員業務支援員等の適正配置	教員が、児童生徒への授業や授業準備、教材作成等の業務に専念するため、必要となる業務を支援員等に委ね、必要となる業務と役割の活用を促進する。 【教員業務支援員】 ・児童生徒への授業や授業準備、教材作成等の業務の分担 ・必要となる業務と役割の活用を促進する。 【教員業務支援員】 ・児童生徒への授業や授業準備、教材作成等の業務の分担 ・必要となる業務と役割の活用を促進する。	【教員業務支援員】 ・児童生徒への授業や授業準備、教材作成等の業務の分担 ・必要となる業務と役割の活用を促進する。 【教員業務支援員】 ・児童生徒への授業や授業準備、教材作成等の業務の分担 ・必要となる業務と役割の活用を促進する。	○市町村教委 ・その他	○		各6名程度における対応 ①市町村教委 ②市町村教委設置 ③市町村教委設置 ④市町村教委設置 ⑤市町村教委設置	
2	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの適正配置	増進化・多様化した課題や相談内容への対応が期待している。 【スクールカウンセラー】 ・児童生徒の心の健康や生活困窮等の課題に対応するため、必要となる業務をカウンセラー等に委ね、必要となる業務と役割の活用を促進する。 【スクールソーシャルワーカー】 ・児童生徒の生活困窮等の課題に対応するため、必要となる業務をソーシャルワーカー等に委ね、必要となる業務と役割の活用を促進する。	【スクールカウンセラー】 ・児童生徒の心の健康や生活困窮等の課題に対応するため、必要となる業務をカウンセラー等に委ね、必要となる業務と役割の活用を促進する。 【スクールソーシャルワーカー】 ・児童生徒の生活困窮等の課題に対応するため、必要となる業務をソーシャルワーカー等に委ね、必要となる業務と役割の活用を促進する。	○市町村教委 ・学校 ・その他	○		各3名程度の必要な配置と注・ 業への対応	
3	部活動指導員の適正配置	部活動指導員による部活動指導の充実が必要である。 【部活動指導員】 ・部活動指導員に期待する役割 						

図、『私たちのピース・リスト2023』の内容（一部）

「みんなの学校！ピースフル・プラン」に取り組むことにより、
『私たちのピース・リスト2023』に取り組むことにより、

目次

■ 教育委員会または学校が中心となる取組事項の一覧（P2～3）	
P4～11に示す 全50項目の取組事項 （No.1～50）のうち、	
・教育委員会が中心になって取り組む事項38項目	
・学校が中心になって取り組む事項23項目	
を抜粋して記載	
※教育委員会と学校が共に取り組むものも含まれています。	
P2 … 教育委員会が中心になって取り組む事項（38項目）	
P3 … 学校が中心になって取り組む事項（23項目）	
■ 『私たちのピース・リスト2023』全50項目（P4～11）	
P4～5 … 「人材の確保」に関する取組事項（14項目）	
P6～7 … 「教育DXの推進」に関する取組事項（13項目）	
P8～11 … 「業務の役割分担・適正化」に関する取組事項（23項目）	
■ 県教育庁「学校における働き方改革推進関連事業」一覧（P12）	
県教育庁各課における「学校における働き方改革推進関連事業」を記載	
■ 県内公立学校における働き方改革の取組の好事例（P13）	
県内公立学校における働き方改革の取組の好事例を沖縄県教育委員会、市町村教育委員会・教育事務所、各学校の順に記載	

教育委員会が中心になって取り組む事項（38項目）

1. 人材の確保		
No.	取組事項	目標期間
1	教員業務支援員等の適正配置	中期
2	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの適正配置	中期
3	部活動指導員の適正配置	中期
4	学習支援員・特別支援教育支援員の適正配置	中期
5	ICT支援員の適正配置	中期
6	小学校における専科指導担当教師等の配置拡充	中期
7	教員のなり手の確保	長期
8	長時間勤務の改善	中期
10	メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実	中期
11	復職支援に向けた体制の充実	中期
12	校務分掌の負担軽減	中期
13	学校に対する過剰な要求等に対応する支援体制の構築	中期
14	時間外在校等時間月45時間、月80時間、年間360時間以上の教職員の状況把握	短期

2. 教育DXの推進	
15	「GIGAスクール構想」の下での校務DX化チェックリスト(文部科学省)の各項目の検討
16	県立学校における年間指導計画とシラバスの見直し
17	ICTを活用した効率的・効果的な職員研修の推進
18	各教育委員会から学校へ依頼する調査・報告等の整理・削減
19	関係団体等への各種コンクール等の周知・募集方法等の見直しの依頼
20	県立学校の新しい入試制度に係るICTを活用したシステムの構築

No.	取組事項	目標期間
21	校務支援システムを効率的・効果的に運用できる環境整備	中期
22	学校給食費の徴収方法の見直し	中期
23	学校徴収金の内容や業務等の見直し	中期
24	小中学校における県独自の学力調査等の実施・方法等の見直し	短期
25	小中学校における全国学力・学習状況調査の自校採点・Webシステム入力業務の見直しの検討	中期

3. 業務の役割分担・適正化

28	教育職員の時間外在校等時間の上限に関する教育委員会規則等の制定	短期
29	年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保	短期
30	初任者研修等の体系の見直し	短期
31	校長会・教頭会・PTA等関係団体との学校における働き方改革の推進に関する意見交換等の場の設定	短期
32	具体的な取組内容をホームページ等で情報発信する等、好事例の横展開の推進	短期
33	外部団体主催の検定試験の実施方法等の見直し	短期
34	小動物の世話や散水等の見直し	中期
35	放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応の適正化	中期
36	部活動の大会等の在り方・運営方法等の検討・依頼	短期
37	部活動の地域移行に係る取組の推進	中期
38	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討	長期
44	保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築	短期
46	教職員の地域行事等への動員等の見直し	短期
50	学校における部活動指導体制の工夫	短期

※ 教育委員会が学校と共に取り組むものも含まれています。

学校が中心になって取り組む事項（23項目）

1. 人材の確保		
No.	取組事項	目標期間
8	長時間勤務の改善	中期
9	労働安全衛生管理の充実	短期
14	時間外在校等時間月45時間、月80時間、年間360時間以上の教職員の状況把握	短期
2. 教育DXの推進		
15	「GIGAスクール構想」の下での校務DX化チェックリスト1(文部科学省)の各項目の検討	短期
16	県立学校における年間指導計画とシラバスの見直し	短期
26	校務DX(校務支援システムの活用等)の推進	中期
27	通知表の見直し	中期
3. 業務の役割分担・適正化		
29	年度末の事務処理及び新年度の準備時間の確保	短期
33	外部団体主催の検定試験の実施方法等の見直し	短期
34	小動物の世話や散水等の見直し	中期
35	放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応の適正化	中期
39	年間授業時数についての点検・見直し	短期

学校が中心になって取り組む事項（23項目）

No.	取組事項	目標期間
40	学校行事や会議等の在り方の見直しの推進	短期
41	校則等の見直しの推進	短期
42	周年行事等の式典の見直し	短期
43	学校におけるPTA活動の内容や役割分担等の見直し	短期
44	保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築	短期
45	市町村立小中学校における登下校に関する対応等の見直し	中期
46	教職員の地域行事等への動員等の見直し	短期
47	日常的な清掃・環境管理等の見直し	中期
48	年間を通した柔軟な時間割編成(日課表)の工夫	短期
49	部活動の適切な適切な休養日等の設定	短期
50	学校における部活動指導体制の工夫	短期

※ 学校が教育委員会と共に取り組むものも含まれています。

～「学校における働き方改革」の取組目標～
『私たちのピース・リスト2023』

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アブローナ例	取組主体 ◎：中心的役割 県教委・県教育委員会 市町村教委・市町村教育委員会 その他：PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
	1. 人材の確保							
1	教員業務支援員等の適正配置	・教員が、児童生徒への支援や教材研究等に注力するため、教員の事務的業務の負担を軽減する必要がある。 ・高等学校では奨学金関連業務を担当している教職員の負担を軽減する必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓教員が担う業務の役割分担・適正化を図るため ✓不可欠な支援スタッフとして配置を促進 ✓必要な予算確保と効果的な活用支援 【県教委】 ✓寄宿舎の管理を行う支援員の配置 【高等学校】 ✓英字並列建業務への教員業務支援員の活用	◎県教委 ・学校 ◎市町村教委 ・その他		○		⑥休み時間における対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導
2	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの適正配置	・複雑化・多様化した課題や相談件数が増加している。	【県教委・市町村教委】 ✓スクールカウンセラーの勤務日数や時間の拡充 ✓スクールソーシャルワーカー未配置校への配置	◎県教委 ・学校 ◎市町村教委 ・その他		○		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
3	部活動指導員の適正配置	・部活動指導員による長時間勤務の改善が必要である。 ・専門外の部活動を担当する教職員の負担が大き。	【県教委・市町村教委】 ✓人材バンクや研修等の制度の検討 ✓地域移行に向けた協力体制の構築 ✓部活動の地域連携等に向けた部活動指導員の配置 ✓部活動指導員の効果的な活用支援	◎県教委 ・学校 ◎市町村教委 ・その他		○		⑧部活動
4	学習支援員・特別支援教育支援員の適正配置	・生徒の学び直しや基本的学習内容の定着等の支援の充実と各教科担当の業務負担の軽減が必要である。	【県教委・市町村教委】 ✓人員の配置の検討 ✓近隣校との連携体制確立の検討 ✓必要な予算確保	◎県教委 ・学校 ◎市町村教委 ・その他		○		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
5	ICT支援員の適正配置	・1人1台端末を活用した授業等に係るICT機器の準備等の負担が大き。 ・ICT関係担当教諭の1人1台端末関連の業務が増大している状況である。	【県教委・市町村教委】 ✓ICT関連業務をサポートするICT支援員の配置の拡充の検討	◎県教委 ・学校 ◎市町村教委 ・その他		○		⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理
6	小学校における専科指導担当教師等の配置拡充	・専門性の高い教科指導を行うための教材研究等に時間を要する。 ・GIGAスクール構想等に基づいた教材研究による授業の質の向上が必要である。	【県教委】 ✓小学校の専科指導担当教師等の配置拡充 【県教委・市町村教委・学校】 ✓小学校における教科担任制導入の検討 ✓小・中学校間の円滑な接続(中1ギャップの解消等)を図る工夫の検討	◎県教委 ・学校 ◎市町村教委		○		⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理
7	教員のなり手の確保	・教員確保への対応が必要である。	【県教委】 ✓ペーパーチャーターセミナー等の実施による人材の確保 ✓選考試験の制度改革 ✓正規率の改善	◎県教委			○	

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ事例	取組主体 ◎: 中心的役割 県教委: 県教育委員会 市町村教委: 市町村教育委員会 その他: PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
8	長時間勤務の改善	・長時間勤務により仕事のパフォーマンスが低下だけでなく、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の発症リスクが高まるため、改善に向けた取組が必要である。	【県教委・市町村教委】 ✓長時間勤務の要因の把握と対応 ✓2か月連続で月80時間を超える時間外勤務を行う教職員に対する産業医または教育委員会担当による面談の実施 ✓「健康づくりのための睡眠ガイド」(厚生労働省)の活用 【学校】 ✓校務分掌の見直し・平準化 ✓勤務時間の割り振りの工夫 ✓長時間勤務者と管理者との面談	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○			①～⑭全項目
9	労働安全衛生管理の充実	・各学校において、校内安全衛生委員会等を設置し、定期的に長時間勤務の状況報告や情報交換等を行っていくことが必要である。	【学校】 ✓勤務時間途中の休憩時間の適切な確保 ✓休憩時間中に会議等を入れない ✓職場内で相談しやすい人間関係づくりにつながる会話の時間の設定	・県教委 ◎学校	○			
10	メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実	・精神疾患による病欠休職者数が増加傾向にあり、未然防止が必要である。 ・教職員の資質能力を十分に発揮できる環境づくりが必要である。	【県教委・市町村教委・学校】 ✓ストレスチェック等の活用 ✓医師会等と連携した産業医の確保 ✓産業医面談を通じた予防や早期発見・対応 【市町村教委】 ✓メンタルヘルス相談窓口の設置や担当者の配置	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○			
11	復職支援に向けた体制の充実	・精神疾患による病欠休職者数が増加傾向にあり、復職支援が必要である。	【県教委・市町村教委・学校】 ✓休職期間中における復職に向けた支援・復職後のフォローアップ等の充実	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○			
12	校務分掌の負担軽減	・特定の校務分掌などによる一部の教員への業務に偏りがあり、業務の分担等の見直しが必要である。 ・勤務時間内における教材研究や教育活動等の時間の確保が必要である。	【県教委】 ✓業務過多の分掌担当教諭の持ちコマ数の軽減に関する対応の検討 【県教委・市町村教委・学校】 ✓複数担任制・学年担任制の検討 ✓小学校における一部教科担任制等の検討 ✓時間割の工夫 ✓業務の平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方等の適時柔軟な見直し	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○			⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理
13	学校に対する過剰な要求等に対応する支援体制の構築	・学校に対する過剰な要求等の増加に対し、対応が困難になっている。 ・法的相談窓口等の充実が必要である。	【県教委・市町村教委】 ✓過剰な要求等に対する支援体制(報告・連絡・相談・対応の役割分担等)の整備 ✓スクールロイヤールの効果的な活用	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校 ・その他	○			⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
14	時間外在校等時間月45時間 月80時間、年間360時間以上の教職員の状況把握	・教育職員の時間外在校等時間の上限等を定めた教育委員会規則等を遵守する必要がある。 ・長時間勤務の是正に向けた勤務時間等の状況把握が必要である。	【県教委・市町村教委】 ✓時間外在校等時間月45時間、年間360時間以上となる要因の把握・分析 ✓在校等時間の適確な把握に基づいた支援 【学校】 ✓在校等時間の把握方法等を再確認	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○			①～⑭全項目

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ例	取組主体 ◎: 中心的役割 県教委: 県教育委員会 市町村教委: 市町村教育委員会 その他: PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
2. 教育DXの推進								
15	「GIGAスクール構想の下での校務DX化チャートリスト」(文部科学省)の各項目の検討	・ICTの校務活用等、GIGAスクール構想に基づいた効率的・効果的な校務DXの推進を図る必要がある。 ・出勤簿押印など日常的に行っている慣例的業務が見直されることがなく続けられている。	【県教委・市町村教委・学校】 ✓教員と保護者間の連絡等のデジタル化 ✓教員と児童生徒間の連絡等のデジタル化 ✓次世代の校務デジタル化に向けた環境整備 ✓押印・FAX等の制度・慣行の見直し 【校務DX化チャートリストURL】 https://www.next.go.jp/content/20231227-mxtJogai01-000033278_001.pdf	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○			③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ⑤調査・統計等への回答等 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
16	県立学校における年間指導計画とシラバスの見直し	・類似した計画等を整理する必要がある。	【県教委】 ✓年間指導計画への統一の検討 ✓シラバス作成義務化の見直し	◎県教委 ◎学校	○			⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理
17	ICTを活用した効率的・効果的な職員研修の推進	・研修に係る出張等の負担を軽減する必要がある。 ・GIGAスクール構想や1人1台端末の活用による新たな学習指導に向けて効率的・効果的な授業改善の取組を進める必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓オンデマンドの活用等、研修内容に応じた研修の持ち方の検討 ✓研修内容の精選 ✓適切な開催時期の設定 【学校】 ✓ICTを活用した校内研修の工夫	◎県教委 ◎市町村教委 ・学校	○			⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理
18	各教育委員会から学校へ依頼する調査・報告等の整理・削減	・調査・報告等に係る業務負担を軽減する必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓教育委員会内での調査物等の精査 ✓類似した調査物等の整理・削減 ✓調査方法等の検討・工夫	◎県教委 ◎市町村教委	○			⑤調査・統計等への回答等
19	関係団体等への各種コンクール等の周知・募集方法等の見直しの依頼	・各種コンクール等の応募依頼が多く、その対応が教職員の業務負担になっている。 ・校内選考、作品取りまとめ等を学校に依頼するコンクール等があり、教職員の業務負担になっている。	【県教委】 ✓関係団体等への情報発信・直接応募等の依頼 ✓募集・応募等による学校の負担軽減を図る仕組みづくりの検討 ✓外部団体主催の児童生徒向け各種コンクール等に係るICTを活用したプラットフォームの整備 【県教委・市町村教委】 ✓教育委員会内での作品応募等の精査 ✓学校への周知方法の検討・工夫	◎県教委 ◎市町村教委 ・その他		○		⑤調査・統計等への回答等
20	県立学校の新しい入試制度に係るICTを活用したシステムの構築	・志願書類を紙媒体で提出している。 ・入学者資料の徴収・支払いを現金で行っている。	【県教委】 ✓入学志願書の電子申請 ✓入学考査料のキャッシュレス化の検討	◎県教委		○		
21	校務支援システムを効率的・効果的に運用できる環境整備	・クラウドツール等の積極的な活用による教職員の業務の効率化を推進する必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓次世代校務支援システム等に関する市町村教育委員会との情報交換 ✓次世代校務支援システム等の環境整備に向けた協議	◎県教委 ◎市町村教委		○		⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ例	取組主体 ◎：中心的役割 県教委・県教育委員会 市町村教委・市町村教育委員会 その他：PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
22	学校給食費の徴収方法の見直し	・学校給食費を徴収する教職員の負担軽減を図る必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓口座振替等の推進 【学校】 ✓現金徴収から口座振替への変更	◎県教委 ◎市町村教委 ・学校		○		③学校徴収金の徴収・管理
23	学校徴収金の内容や業務等の見直し	・学校徴収金を現金で徴収せざるをえない状況改善が必要がある。 ・学校徴収金を徴収する教職員の負担軽減を図る必要がある。 ・適正な徴収内容や金額等について精査する必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓口座振替等の推進 【学校】 ✓現金徴収から口座振替への変更 ✓学校徴収金委員会等で徴収内容や金額の削減・圧縮、徴収時期集約化の検討 ✓保護者の経済的負担軽減に向けた徴収内容の検討 ✓教員業務支援員の活用(教員の会計事務の補助)	◎県教委 ◎市町村教委 ・学校		○		③学校徴収金の徴収・管理
24	小中学校における県独自の学力調査等の実施・方法等の見直し	・各種調査等の実施に伴う教職員の負担を軽減する必要がある。	【県教委】 ✓各種調査結果等の活用状況と効果の分析 ✓実施回数や時期の検討 ✓実施方法等の検討 ✓類似の調査等の整理・削減	◎県教委 ◎市町村教委	○			⑤調査・統計等への回答等
25	小中学校における全国学力・学習状況調査の自校採点・Webシステム入力業務の見直しの検討	・全国学力・学習状況調査の自校採点と採点結果のWebシステム入力業務の負担軽減について検討する必要がある。	【県教委】 ✓各種学力調査等教育データの収集方法及び活用方法の検討 ✓学校及び市町村教育委員会へ、全国学力・学習状況調査自校採点及びWebシステム入力の意義を再周知 【市町村教委・学校】 ✓全国学力・学習状況調査自校採点及びWebシステム入力の意義を再確認	◎県教委 ◎市町村教委 ・学校		○		⑤調査・統計等への回答等
26	校務DX(校務支援システムの活用等)の推進	・校務DXを推進し、業務の効率化を図る必要がある。 ・既存の校内支援システム等で業務の効率化につながる機能が使われていないことがある。	【学校】 ✓会議資料のペーパーレス化 ✓スケジュール管理のオンライン化 ✓教員と保護者間の連絡のデジタル化 ✓既存の校務支援システム等で業務の効率化につながる機能の活用	・県教委 ・市町村教委 ◎学校		○		④地域ボランティアとの連絡調整 ⑤調査・統計等への回答等 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導
27	通知表の見直し	・記載する欄が多い等、各箇所の記載や押印等に多くの時間を要しており、負担軽減を図る必要がある。	【学校】 ✓最終学期のみの所見欄の記載 ✓通知表への押印の見直し 【県教委・市町村教委】 ✓所見欄縮小などレイアウトの変更	・県教委 ・市町村教委 ◎学校 ・その他		○		⑪学習評価や成績処理

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ例	取組主体 ◎: 中心的役割 県教委: 県教育委員会 市町村教委: 市町村教育委員会 その他: PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
	3. 業務の役割分担・適正化							
28	教育職員の時間外在校等時間の上限に関する 教育委員会規則等の制定	・法令に基づき、教育職員の時間外在校等時間の上限を教育委員会規則等で制定する必要がある。	【県教委】 ✓県教育委員会による情報提供・支援 【市町村教委】 ✓県教育委員会規則等を参考にした検討・制定	◎県教委 ◎市町村教委	○			①～⑭全項目
29	年度末の事務処理及び新年度の準備時間の 確保	・年度末・年度始めの繁忙期の負担軽減を図る必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓学校管理規則等の見直し ✓始業式や修了式の日程の検討 【学校】 ✓柔軟な時間割編成の工夫	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○			⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導
30	初任者研修等の体系の見直し	・初任者研修等に係る教職員の負担軽減を図る必要がある。	【県教委】 ✓研修内容等の見直し ✓魅力ある研修の推進 ✓養成・採用・研修の在り方の検討	◎県教委 ◎市町村教委	○			
31	校長会・教頭会・PTA等関係団体との学校における働き方改革の推進に関する意見交換等の場の設定	・学校における働き方改革に関する理解醸成と情報共有を図るため、校長会・教頭会・PTA等関係団体と県教育委員会との連携を強化する必要がある。	【県教委】 ✓会議等の設定に向けた各関係団体等との連絡・調整 ✓適切な情報提供・交換	◎県教委 ◎その他	○			
32	具体的な取組内容をホームページ等で情報発信する等、好事例の横展開の推進	・各地域において働き方改革に関する理解醸成と情報共有を図る必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓教育委員会、管内学校の取組内容をホームページに掲載 ✓リーフレット・ポスター等の作成・配布 【県教委】 ✓県教育委員会による情報提供・支援	◎県教委 ◎市町村教委	○			
33	外部団体主催の検定試験の実施方法等の見直し	・教育課程外の検定試験実施に係る教職員の負担削減・軽減を図る必要がある。	【県教委・市町村教委】 ✓複数校による共同実施の検討 【学校・その他】 ✓学校外での受験会場の活用 ✓検定試験監督のボランティアを募るなど教職員以外による実施・運営の検討	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校 ◎その他	○			④地域ボランティアとの連絡調整
34	小動物の世話や散水等の見直し	・小動物の世話や散水等にかかる学校の負担軽減を図る必要がある。	【市町村教委・学校】 ✓管理方法等の見直し 【学校・その他】 ✓保護者や地域ボランティア等が協力できる仕組みづくりの検討	◎市町村教委 ◎学校 ◎その他		○		④地域ボランティアとの連絡調整

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ例	取組主体 ◎: 中心的役割 県教委: 県教育委員会 市町村教委: 市町村教育委員会 その他: PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
35	放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応の適正化	・勤務時間外における教職員の負担軽減を図る必要がある。 ・放課後の見回りや校外で児童生徒が補導されたときの対応により、放課後の教員の授業準備等の時間確保が難しい。	【県教委・市町村教委】 ✓放課後や夜間における児童生徒の問題行動を見かけの際の連絡先は、学校ではなく警察へ連絡する旨を地域等に周知 ✓補導の際、学校ではなく、まず保護者へ連絡するよう警察に要請 【市町村教委】 ✓勤務時間外における音声ガイダンス機能付電話機等の活用 【学校】 ✓教職員の負担軽減に向けた関係機関との協議 ✓学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環としての見回り等の実施 ✓勤務時間外の学校代表メール等の活用	・県教委 ◎市町村教委 ◎学校		○		②見回り、補導対応
36	部活動の大会等の在り方・運営方法等の検討・依頼	・大会運営、生徒引率に係る教職員の負担が大きい。	【県教委・市町村教委】 ✓各種団体等との連絡調整 ✓好事例の情報提供や情報交換 ✓大会運営等の見直しや柔軟な改善策の検討	◎県教委 ◎市町村教委 ◎その他	○			⑧部活動
37	部活動の地域移行に係る取組の推進	・部活動の地域移行により、教職員の負担軽減にもつながる。	【県教委】 ✓県公立中学校の学校部活動地域移行推進計画(初版)の活用 ✓部活動の地域移行に向けた体制の構築 【県教委・市町村教委】 ✓部活動の実態把握や協議会等の設置 ✓各学校への周知・説明	◎県教委 ◎市町村教委 ・その他		○		⑧部活動
38	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討	・コミュニティ・スクール設置により、保護者や地域住民等の理解・協力により、学校を核とした地域づくりを推進する必要がある。 ・学校を核とした地域づくりを推進することにより、学校における働き方改革も進めることができる。	【県教委】 ✓地域学校協働活動未実施市町村への取組促進に向けた支援 ✓県立学校におけるコミュニティ・スクール設置に向けた取組推進の検討(モデル校を設定し、効果検証を行うなど) ✓市町村教委に対する好事例の横展開 【市町村教委】 ✓地域学校協働活動拡充の検討 ✓コミュニティ・スクール設置に向けた取組推進の検討(モデル校を設定し、効果検証を行うなど)	◎県教委 ◎市町村教委 ・学校 ・その他			○	①登下校に関する対応 ②見回り・補導対応 ④地域ボランティアとの連絡調整 ⑥休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑨給食時の対応 ⑫学校行事の準備・運営
39	年間授業時数についての点検・見直し	・災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることを前提に、標準時数を大幅に上回って教育課程を編成している状況の改善が必要である。	【小中学校】 ✓標準授業時数を大幅に上回らない計画立案(年間35週以上、標準授業時間以上かつ年間授業時数1,086時間以下とする) 【高等学校】 ✓カリキュラム・マネジメントの視点に立った1単位あたりの年間授業時数の適切な確保	・県教委 ・市町村教委 ◎学校	○			

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ例	取組主体 ◎: 中心的役割 県教委: 県教育委員会 市町村教委: 市町村教育委員会 その他: PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (~R6)	中期 (~R8)	長期 (R9以降)	
40	学校行事や会議等の在り方の見直しの推進	・行事や会議等において、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分の改善が必要である。	【学校】 ✓行事や会議の内容や方法、開催回数等の見直し ✓家庭訪問等の必要性の検討・見直し ✓児童生徒が企画・運営する行事等の検討 ✓学校行事の教育価値の検討と精選・重点化 ✓準備の簡素化・省力化、実施時期の見直し	・県教委 ◎市町村教委 ◎学校	○			⑫学校行事の準備・運営
41	校則等の見直しの推進	・生徒指導提要(改訂版)に基づいた校則・指導の改善を図る必要がある。	【学校】 ✓校則の在り方や考え方の再考 ✓生徒指導の取組の見直し	◎学校	○			
42	周年行事等の式典の見直し	・周年行事等の開催に係る業務負担を軽減する必要がある。	【学校】 ✓紙面あいさつ等による式典のスリム化・廃止 ✓運営主体等の見直し ✓Web配信等の活用 ✓クラウドファンディング等の活用等の検討	・県教委 ◎市町村教委 ◎学校 ◎その他	○			⑫学校行事の準備・運営
43	学校におけるPTA活動の内容や役割分担等の見直し	・勤務時間外におけるPTA活動等における教職員の負担を軽減する必要がある。	【学校・その他】 ✓PTA役員会等で取組事項の検討等を議題化 ✓休日における活動の廃止・削減 ✓勤務時間外の会議等の廃止・削減 ✓役員選出方法等の見直し ✓オンライン会議の活用	◎学校 ◎その他	○			④地域ボランティアとの連絡調整
44	保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築	・学校における働き方改革の取組の推進に向け、保護者や地域の理解促進と学校への支援が必要である。	【学校】 ✓学校運営協議会、学校評議員会、PTA会議等で働き方改革推進に関する取組内容の議題化、共通理解・連携協働 【県教委・市町村教委】 ✓総合教育会議等で働き方改革推進に関する取組内容の議題化、共通理解・連携協働 ✓管理職や教職員を対象とした研修会の開催	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校 ◎その他	○			①登下校に関する対応 ②見回り、補導対応 ③学校徴収金の徴収、管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ⑫学校行事の準備・運営
45	市町村立小中学校における登下校に関する対応等の見直し	・勤務時間外の対応であり、教職員の負担軽減を図る必要がある。	【学校・その他】 ✓正門・玄関開錠時刻の見直し(保護者や地域住民の理解を得つつ、開門は登校時間の直前とするなど) ✓市町村立小中学校における朝の活動の見直し ✓交通安全の確保 ✓交通安全協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環として、登下校の交通安全見守り等、人員配置の検討・実施 【市町村教委】 ✓開錠時刻・施錠時刻の統一	◎市町村教委 ◎その他 ◎学校		○		①登下校に関する対応 ④地域ボランティアとの連絡調整
46	教職員の地域行事等への動員等の見直し	・休日等の勤務時間外の動員等における教職員の負担を軽減する必要がある。	【学校・その他】 ✓教育課程への位置づけ(総合的な学習の時間等)の検討 ✓学校の負担軽減に向けた地域との協議 ✓勤務時間の割り振りの検討 【県教委・市町村教委】 ✓市町村等の主催団体への教職員の負担軽減や自由参加等の要請	◎県教委 ◎市町村教委 ◎学校 ◎その他	○			④地域ボランティアとの連絡調整

No.	取組事項	設定の理由 (必要性や課題等)	改善等に向けた アプローチ事例	取組主体 ◎: 中心的役割 県教委: 県教育委員会 市町村教委: 市町村教育委員会 その他: PTA等関係団体	目標期間			「3分類」に基づく 14項目との関連
					短期 (～R6)	中期 (～R8)	長期 (R9以降)	
47	日常的な清掃・環境管理等の見直し	・休日等の勤務時間外における校内草刈り等、環境整備に対応する職員の負担を軽減する必要がある。 ・特定の教職員に負担が偏らない清掃体制づくりが必要である。	【学校】 ✓ 日常的な清掃については、必要箇所と頻度、管理方法について検討 ✓ 地域が協力できる仕組づくりの検討(勤務時間外での教職員が任意で参加できる仕組づくり) ✓ 清掃場所の担当教員のシフト制や教員業務支援員の活用 【県教委・市町村教委】 ✓ 外部人材が協力できる仕組づくりの検討 【市町村教委】 ✓ プールの施設管理や清掃の外部委託等、管理方法の改善について検討	・県教委 ・市町村教委 ◎ 学校 ・その他		○		⑦ 校内清掃
48	年間を通した柔軟な時間割編成(日課表)の工夫	・勤務時間内における教材研究や教育活動等の時間の確保が必要である。	【学校】 ✓ 年間指導計画の見直し・検討 ✓ 朝の活動や清掃活動等の設定の工夫 ✓ 勤務時間内に教材研究や部活動等が終われるように、5校時の日程を増やすなど時間割編成(日課表)の工夫	◎ 学校	○			⑩ 授業準備 ⑪ 学習評価や成績処理 ⑫ 学校行事の準備・運営
49	部活動の適切な休養日等の設定	・児童生徒の健康確保や学習機会・私的時間の確保など、バランスのとれた生活を送れるようにしていく必要がある。 ・休日等の勤務時間外における教職員の負担を軽減する必要がある。	【学校】 ✓ 部活動等の在り方に関する方針(改訂版)等の遵守 ✓ 部活動の活動状況の把握	・県教委 ・市町村教委 ◎ 学校	○			⑧ 部活動
50	学校における部活動指導体制の工夫	・教職員の部活動に係る業務負担を軽減する必要がある。	【学校】 ✓ 複数顧問制、シフト制などの検討 ✓ 勤務時間内で部活動が終われるような練習メニュー等の工夫 【県教委・市町村教委】 ✓ 拠点校方式の検討 ✓ 近隣校との合同練習等の検討	◎ 県教委 ◎ 市町村教委 ◎ 学校 ・その他	○			⑧ 部活動

※ 特定の学校における課題等(特別支援学校における下校時の送迎車両の交通整理業務等)に関しては、改善に向けて引き続き検討していきます。

【参考】県教育庁「学校における働き方改革推進関連事業」一覧

事業名	事業概要	備考
県立学校教育課	・スクールカウンセラー配置事業	No. 2
	・不登校及びいじめ等の未然防止、早期発見・早期解決を図り、生徒の問題行動等の防止	
	・県立学校学習支援員配置事業	No. 4
	・多様な学びに対応した授業等において、教員と共に生徒への学習支援	No. 13
	・学校で起こるいじめや保護者とのトラブルなどについて、法的側面からアドバイスを行うスクールロイヤーを活用し、各学校において予防対策や相談などを行う。	
義務教育課	・県立学校法律相談・研修活用事業	No. 2
	・いじめや不登校、問題行動等の解決に向けた、児童生徒、保護者、教職員に対する力ウンセリングや助言等（スクールカウンセラー）	
	・問題を抱える児童生徒の置かれた環境へ働きかけ、福祉等の関係機関との連携（スクールソーシャルワーカー）	R6 新規事業 No. 13
	・学校問題解決支援事業	No. 1
	・保護者や地域からの過剰な苦情など学校だけでは解決が難しい事案について、専門家と連携した行政による支援体制構築に向けたモデル事業	
働き方改革推進課	・教員業務支援員配置事業（市町村立学校・県立学校）	No. 10
	・教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助等、教員の業務を補助する支援員の配置	
	・教職員のメンタルヘルス対策として、予防事業や相談事業、療養及び復職支援、病気休職の原因分析等の調査研究事業の実施	

※ 備考内のNo.は『ピース・リスト2023』の取組事項番号になります。

事業名	事業概要	備考
保健体育課	・部活動指導員派遣事業（運動部系）	No. 3
	・実技指導及び安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等の支援員配置	
	・コーディネーター配置支援等実証事業	No. 37
	・運動部活動の地域移行を推進するため、県・市町村において多様な実証事業の取組による地域移行に向けたモデル事例創出及び成果の普及	R6 新規事業 No. 37
	・運動部活動の地域移行に関連する地域スポーツクラブ等を対象に、指導者の質の担保及び暴力等根絶に向けた啓発活動	
文化財課	・部活動指導員派遣事業（文化部系）	No. 3
	・教員の負担軽減を図るため、平日の放課後や休日における部活動指導や大会引率等、教員の業務を補助する支援員の配置	
	・地域部活動推進事業（文化部）	R6 新規事業 No. 37
	・休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域移行の在り方の検討及び一市町村を拠点校（地域）とした実践研究	
生涯学習振興課	・学校・家庭・地域の連携協力推進事業	No. 38
	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進にかかる必要経費の市町村補助	
教育支援課	・県立高校ICT推進事業（ICT支援員）	No. 5
	・教員のICT機器円滑活用に向けた、授業支援、校務支援、機器やネットワーク等の環境支援、校内研修支援等のサポート	
学校人事課	・県立学校管理運営改善事業（舎監業務支援員）	No. 1
	・寄宿舎において、平日昼間の舎監教員不在時における生徒の安全管理、寄宿舎の運営・環境整備等の寄宿舎の管理を行う支援員の配置	

● 沖縄県教育委員会

- 学校における働き方改革推進に係る本県の取組状況の公表
 - ・ 沖縄県教育委員会のホームページに働き方改革推進課のページを新設して公表
- 年間授業時数の点検、学校行事の見直し、在校等時間の把握方法の再確認
 - ・ 年間授業時数の点検（1,086時間以下）、学校行事の精選・重点化の促進
 - ・ 在校等時間の把握方法（土日含む）の再確認
- 勤務時間に関する教育委員会規則の整備
 - ・ 時間外・在校等時間の上限方針（月45時間、年360時間）の管理規則を整備
- 春季休業期間に関する教育委員会規則の改正
 - ・ 繁忙期となる年度末の業務時間を確保するために春季休業期間を延長
- シラバス（年間授業計画）の取扱いの見直し
 - ・ 令和4年度よりスクール・ポリシーの策定・公表が義務化を踏まえ、令和6年度以降の作成及び各学校ホームページへの掲載の見送り

● 市町村教育委員会・教育事務所

- 首長部局と連携した教員負担軽減タスクフォースの立ち上げ
 - ・ 教員へのアンケート等を行い、教員の負担となっている業務等の洗い出しと、負担軽減に向けた全庁的な取組の検討・実施
- 校務支援システム、自動採点アプリ・システム等の導入
 - ・ 校務作業や採点作業時間の短縮、校務の効率化
- 校務DXの促進
 - ・ 教職員ポータルサイトによるGIGAに関する連絡や情報掲載
 - ・ 児童生徒・保護者向けポータルサイトでGIGAに関する情報掲載
 - ・ Chatを活用した研修等の連絡や情報共有
 - ・ Formsを活用した円滑な申請・受付・対応
 - ・ Classroomを活用し資料等の配布や課題等の提出
 - ・ 市内の活用事例をまとめ、「活用事例集サイト」に蓄積し活用促進
 - ・ ポータルサイトを活用した各学校の好事例の情報発信
 - ・ 校長会や教頭会における資料のペーパーレス化及びChatの活用

- 地区教育長会にて地区管内小中学校の統一の指針の策定及び取組の実施
 - ・ 「学校閉庁時刻（20：00）の統一」、「中学校の部活動の活動時間（18：00下校）の統一」を実施
- 春季休業期間に関する教育委員会規則の改正
 - ・ 繁忙期となる年度末の業務時間を確保するために春季休業期間を延長
- 部活動の地域移行に向けた取組
 - ・ 部活動の地域移行に向けた検討会議や説明会の実施、土日の部活動の地域移行の実施
- 教育事務所教職員業務改善推進スタンダード等の策定
 - ・ 教育事務所管内市町村教育委員会との協議による共通実践項目の制定及び共通実践

● 各学校

- ICTを活用した校務の改善
 - ・ 音声メッセージ機能付電話機の導入
 - ・ 校務支援システム、デジタル連絡ツール（欠席連絡、保護者との個別連絡、学校からの文書の通知等）の導入
 - ・ Chatを活用した連絡・情報共有
- 校務の効率化の工夫
 - ・ 職員会議における議題の精選・オンライン開催・資料の電子化
 - ・ 会議等終了時刻の設定・厳守
 - ・ 一部教科担任制の導入による教材研究等の時間の確保
- 時間割編成（日課表）等の工夫
 - ・ 年間授業時数を平準化し、週3回5校時（週27時間）設定による放課後の時間確保
 - ・ 毎週木曜日は朝のSHRなしの日課設定や8:30からの授業開始等による放課後の時間確保
 - ・ ノー委員会デーの各月1～2回設定による放課後の時間確保
 - ・ 週1回ノー残業デーの周知徹底
 - ・ 清掃活動時間の設定の見直し

★ 全国の取組事例【文部科学省】

全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版）

(https://www.mext.go.jp/content/20230320_mxt_syoto01-000028353_1.pdf)

(QRコード)



学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進



まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画